

令和5年7月20日

電子インボイスと電子帳簿保存法改正への対応

税理士会ビル2階大ホール

岸田賢次税理士事務所
名古屋学院大学名誉教授
所長 税理士 岸田賢次

もくじ

- 国の基本方針
- 旧法で令和5年10月1日以前に対応が必要な事項
- 課税事業者選択にかかる留意事項
- 電子帳簿保存法関連
- インボイス(消費税)関連
- スキャナ保存関連

デジタル社会の実現に向けた重点計画

⑧ 確定申告の利便性向上に向けた取組の充実

マイナポータルと e-Taxを連携することで、確定申告に必要な各種証明書等のデータを自動入力する仕組みを構築している。今後、この取組を更に充実させ、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を図るため、企業等からオンラインで提出された給与所得の源泉徴収票の情報を自動入力の対象に加える。約 1,000 万人の給与所得のある確定申告者が「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の恩恵を受けるためには源泉徴収票がオンラインで提出される必要があることから、**政府を挙げて、企業等に対して源泉徴収票のオンライン提出の働きかけを行う。**

ベース・レジストリ

法人ベース・レジストリについては、社会における法人情報を整備し、共有することで、官民の取引コストを低減させ、もって企業の取引規模拡大、生産性向上を目指す。まずは、各行政機関によって目的別に個々に収集されている法人基本情報について、商業登記由来の情報からマスターデータとして行政機関内で共有することにより、申請者たる法人及び審査者たる行政機関双方の事務負担軽減を図るため、制度的な対応や規格の整理、システムの検討を行う。

個人事業主の番号体系については、本人確認や情報連携等の具体的なユースケースの整理を行った上で、制度的な対応を含めた検討を行い、年内に具体的な結論を出す。

土地系ベース・レジストリについては、所在情報に関し誰もが参照できるマスターデータや行政機関が不動産登記情報を利用するに当たっての使いやすいデータを提供することによって、各分野の業務効率化や新たな価値創造の取組の加速化を目指す。不動産登記ベース・レジストリについては、各行政機関によって目的別に個々に取得されている不動産登記由来の情報に関し、その取得スキームを一元化することで、法人ベース・レジストリと同様の行政手続等における効率化等、行政機関の業務効率化や国民の利便性向上を図るため、デジタル庁において、制度的な対応や規格の整理に関する検討を行うとともに、システム整備を推進する。アドレス・ベース・レジストリについては、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のスケジュールに対応するため、2025年度（令和7年度）の本格運用を目指し、デジタル庁において、関係行政機関等と協力し必要な対応を進める。また、法人及び不動産登記ベース・レジストリの実装に向けては、登記情報のうち、必要なデータ項目の異動情報の受領の在り方について、デジタル庁と法務省において連携して検討する。

お節介です。居住用建物の売却または事業用転換に注意

令和2年税制改正で、令和2年10月1日以降の居住用賃貸建物のうち高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するものに係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としないことになっています（消費税法第30条第10項）。

10 第1項の規定は、事業者が国内において行う別表第一第13号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）以外の建物（第12条の4第1項に規定する高額特定資産又は同条第2項に規定する調整対象自己建設高額資産に該当するものに限る。第35条の2において「居住用賃貸建物」という。）に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。

令和2年居住用建物に関する消費税にかかる第3年度の末日は、令和5年9月30日以降始まります

この居住用賃貸建物を売却した場合、事業用に転換した場合には、仕入税額控除の調整が必要です。

消費税法第30条第10項（居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限）の規定の適用を受けた「居住用賃貸建物」について

第三年度の課税期間の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に課税賃貸用に供した場合（転用）

その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

（消費税法第35条の2）

本文省略

考慮すべき事項

消費税法別表第一（第6条、第12条の2、第12条の3関係）第十三号

消費税法基本通達11-7-1

上記について仕入税額控除の調整計算を忘れないように

これに関連して、令和5年10月1日以降の事業用建物を非課税事業者から購入する場合は、当然ですが税額控除対象外です。宅建業者は、転売目的で購入したときは、インボイスがなくても帳簿記入で仕入税額控除ができるので、課税事業者である宅建業者経由で購入するとか・・・、仲介手数料を考えたら直接購入するとか・・・

インボイス制度で免税事業者が課税事業者を選択したときの 事業者への説明事項

課税事業者を選択すると、廃止届を出すまで、課税関係が続きます

棚卸資産は時価でみなし仕入れとなるので、9月末在庫を把握する必要があります

令和4年改正のあらまし<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/r04kaisei.pdf>

経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整規定の見直し

免税事業者である期間において行った課税仕入れについて、適格請求書発行事業者から行ったものであるか否かにかかわらず、免税事業者が課税事業者となった初日の前日において有する棚卸資産に係る消費税額の全額について、仕入税額控除の適用を受けることができることとされました。

売上がなくても

事業を廃止しても、自家消費しても

資産を移動させれば、課税関係が発生します

貸店舗を自宅として利用しても

営業用車両を自家用としても

消費税が課税されます

特に、従来課税関係のない個人事業者が課税事業者を選択するとき、説明し納得してもらう必要があります

再確認事項

事業用資産を自家使用したら、消費税が課税されます。

課税事業廃止した時点で、みなし譲渡課税されます。

消費税課税事業者選択不適用届、課税事業廃止届を忘れないように

みなし譲渡と事業用資産の処分、免税事業者の選択タイミングに留意

消費税の課税関係がなければ申告は不要ですが、みなし譲渡で、うっかりすると無申告のリスクがあります

消費税法35条、35条の2に留意

(非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整)

35条

(居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整)

35条の2

(課税仕入れ)

11-1-1 課税仕入れとは、事業者が、事業として資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいうから、個人事業者が家事消費又は家事使用をするために資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることは、事業として行われるものではないから、課税仕入れに該当しないことに留意する。

(消費税基本通達11-1-4 家事共用資産の取得)

個人事業者が資産を事業と家事の用途に共通して消費し、又は使用するものとして取得した場合、その家事消費又は家事使用に係る部分は課税仕入れに該当しないことに留意する。この場合において、当該資産の取得に係る課税仕入れに係る支払対価の額は、当該資産の消費又は使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準により計算するものとする。

(家事消費等の意義)

5-3-1 法第4条第5項第1号《個人事業者の家事消費等》に規定する「棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合」とは、同号に規定する資産を個人事業者又は当該個人事業者と生計を一にする親族の用に消費し、又は使用した場合をいう。

一部の弁護士が、インボイス税務リスクに注意といっています

説明しなかった
説明が不足していた
説明が間違っていた
は訴訟リスクである

説明したことを証拠化する

契約書において、適格請求書の適法な取得・保存は依頼者の責任において行うことを明記する
等が必要といっています

日税連作成の適格請求書発行事業者登録申請に係る確認書を利用しましょう。

取引先が課税事業者であるか否かの確認ミスは、記帳サービスを行っている時事務所側の責任にならないよう対応をお考え下さい

電子帳簿保存法関連事項

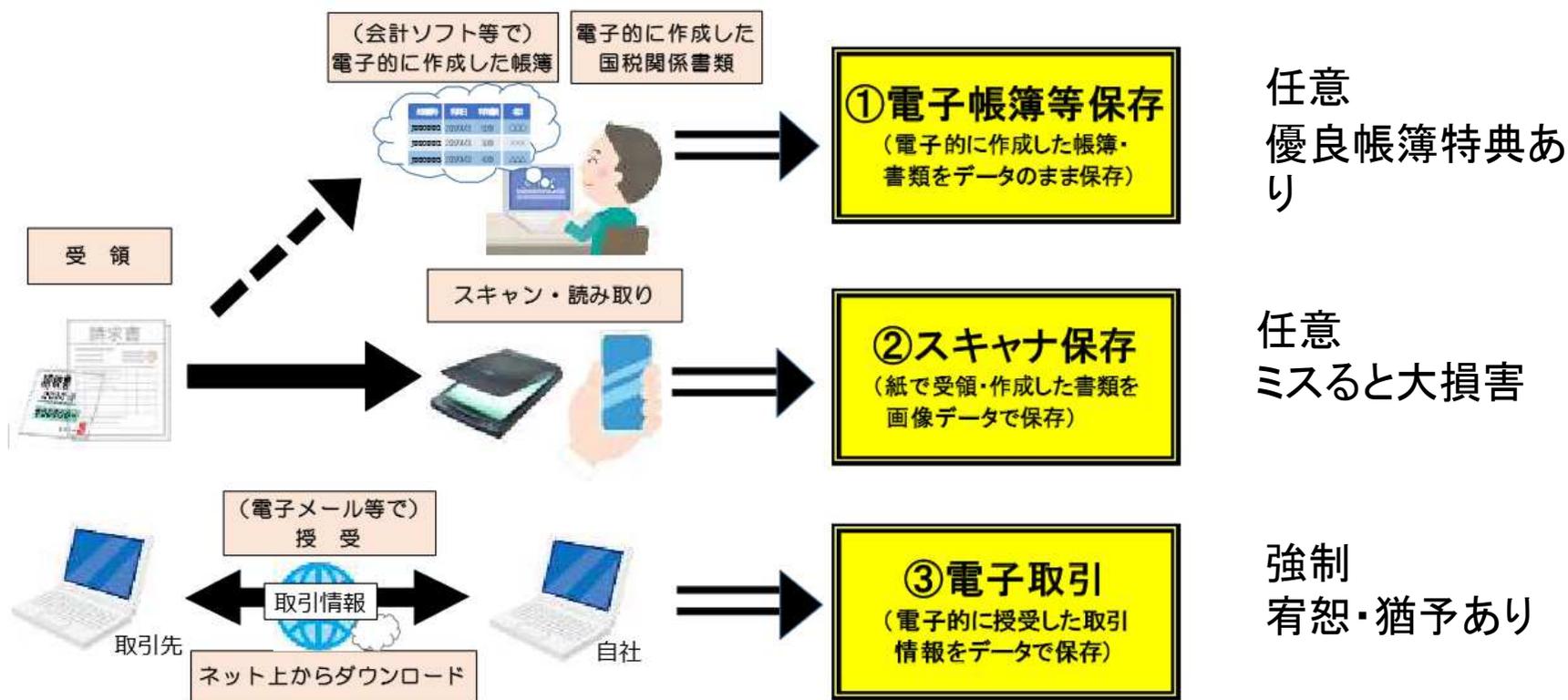
- 令和5年改正の確認
- 事務処理規定について再確認

電子帳簿保存法改正 令和6年1月1日以降

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 略称電子帳簿保存法（平成10年7月施行）

- 1.宥恕規定から猶予規定に変更
2. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し
3. 国税関係書類に係るスキャナ保存についての見直し
4. 検索機能の見直し
5. 優良な電子帳簿の範囲の明確化

電子帳簿保存法のおさらい



<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf> R3.5 引用

2022/1/1以降と2020/1/1以降では管理方法などに違いあり

2022/1/1以降はかなり条件が緩くなった(宥恕規定)

2024/1/1以降は、実現不能な条件が削除され、判断に困る規定が整理された

電子帳簿保存法の適用関係 電子取引

2022/1/1

令和4年改正宥恕期間

令和3年改正 電子取引で授受した請求書等を電子保存することの義務化

2024/1/1

令和5年猶予期間

令和5年改正2024/1/1以降適用

- ・売上高5,000万円以下の検索要件不要
- ・税務調査時に、取引年月日、その他の日付及び取引先ごとに整理された電磁的記録の出力書面の提出ができるなら検索要件不要
- ・データ入力者、スキャナ担当者の記録等廃止

令和5年改正猶予措置(2024/1/1以降)

- 保存要件に従って保存することができない相当の理由がある場合
- 所轄税務署長が相当の理由があると認めた場合
- 税務調査の際にダウンロードの求めに応じられる状態にあること
- 税務調査の際に整然とした形式及び明瞭な状態(取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る)で出力された書面の提示または提出の求めに応じられる状態にあること

猶予措置では、改竄防止社内規定の一部・プリンタ、ディスプレイなど見読装置不要、検索機能も不要。電子データは単に保存しておればよい

相当の理由は届出不要だけれど、具体的な内容は不明

税制改正大綱で事務処理規定の「保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにする」という部分が不要となった

猶予措置の条件に合っていないと、法人税法・所得税法での費用否認、消費税での仕入税額控除否認、最悪青色申告の取り消しもあり得る。

令和6年1月1日以降の電子取引データ(強制)

電帳法第七条 所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

対象		データ保存	改竄防止措置	検索機能	ダウンロードの求め	出力書面の保存
すべての事業者	原則	保存	必要	要		
売上5000万円以下	例外	保存	必要		要	
出力書面を日付等ごとに整理保管	例外	保存			要	要
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者	猶予措置	保存	不要		要	要

相当の理由は、現在不明

電子帳簿の範囲の改定と優良帳簿

電子帳簿保存

スキャナ保存

システム概要書備え付け・ディスプレイ等備え付け・ダウンロードの求めに応じる

法4条1項帳簿データの保存 備付け 自己が最初の記録段階から一貫して 電子計算機を使用して作成する場合	電子データの保存 自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合		
	国税関係書類		
国税関係帳簿	決算関係書類	取引関係自己作成	取引関係受領
仕訳帳 総勘定元帳 売上帳 仕入帳・経費帳・賃金台帳(所) 売掛帳・買掛帳 受取手形・支払手形記入帳 貸付帳・借入帳・未決済項目帳 有価証券受払帳(法) 固定資産台帳 繰延資産台帳 改正前 すべての青色関係帳簿	貸借対照表 損益計算書 棚卸表	見積書 契約書 請求書 領収書 等	見積書 契約書 請求書 領収書 等

自己が(取扱通達4-3)

「自己が」とは、保存義務者が主体となってその責任において行うことをいい、例えば、国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理を会計事務所や記帳代行業者に委託している場合も、これに含まれる。

最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合(取扱通達4-3)

帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで、電子計算機の使用を貫いて作成する場合をいう。

優良帳簿

一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

- ① 訂正削除履歴の保存、
- ② 帳簿間の相互関連性
- ③ 日付・金額・相手方による検索機能

の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です(あらかじめ届出書を提出している必要があります。)

優良電子帳簿とその他の電子帳簿の保存要件

優良な電子帳簿

・電磁的記録の訂正・削除・追加の事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システムの使用

(1) 国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる。

(2) 国税関係帳簿に係る記録事項の入力を、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認できる。

・帳簿間での記録事項の相互関連性の確保

国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と、関連国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができる

・検索機能の確保

国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項を検索できる機能を確保する。

① 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索条件として設定可能

② 日付又は金額に係る記録項目についてはその範囲を指定して条件を設定できる

③ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる

・ダウンロード要件

なお、税務職員による質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には②範囲指定及び③組み合わせによる検索要件は不要

その他の電子帳簿

・電子計算機処理システムの概要書等の備付け

購入プログラムの場合

① 電子計算機処理システムの操作説明書

② 電子計算機処理並びに国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

入力担当者、入出力処理の手順や日程、入力内容の確認方法、訂正や削除の処理方法等の手順及び担当部署などを明らかにした書類

電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿関係書類】問9のひな型参照

自社開発プログラムの場合

購入プログラムのケースに以下が追加される

・電子計算機処理システムの概要を記載した書類、開発に際して作成した書類

・見読可能装置の備付け等

国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に、電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができる

・ダウンロード要件

国税に関する法律の規定による国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができる

税務職員による質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることができる

優良な電子帳簿・過少申告加算税の軽減措置

過少申告加算税の軽減措置

優良な電子帳簿の要件を満たしている場合の電磁的記録に記録された事項に関し、修正申告等があった場合において、国税通則法第65条による過少申告加算税の規定の適用があるときは、過少申告加算税の額は、過少申告加算税の額となるべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

⇒あらかじめ(法定申告期限まで)、過少申告加算税の軽減の適用を受ける旨の届出書を、納税地等の所轄税務署長に提出

⇒法人税では法人税法施行規則第54条に規定する帳簿について優良な電子帳簿の保存要件を満たすこと

令和5年大綱

1 電子帳簿等保存制度の見直し(帳簿の限定列举)

従前では、帳簿間の関連の説明がつかない書類が含まれていたが、限定列举に変わった

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件等を満たしている場合におけるその国税関係帳簿(以下「優良な電子帳簿」という。)に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲を次のとおりとする。

① 仕訳帳

② 総勘定元帳

③ 次に掲げる事項(申告所得税に係る優良な電子帳簿にあつては、二に掲げる事項を除く。)の記載に係る上記①及び②以外の帳簿

イ 手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項

ロ 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。)その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。)

ハ 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。)その他債務に関する事項

ニ 有価証券(商品であるものを除く。)に関する事項

ホ 減価償却資産に関する事項

ヘ 繰延資産に関する事項

ト 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む。)その他収入に関する事項

チ 仕入れその他経費又は費用(法人税に係る優良な電子帳簿にあつては、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く)に関する事項
(注)上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

～優良な電子帳簿の要件チェックシート～

※法8条第4項の優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受けようとする場合には以下の(1)～(6)の全てにチェックが付される必要があります。

(前提)	<input type="checkbox"/> 課税期間の初日から、電子帳簿により備え付けている。 <input type="checkbox"/> 最初の記録段階から一貫して電磁的記録(明細データ)により作成・保存している。 <input type="checkbox"/> 青色申告者が保存すべき全ての帳簿(買掛帳や売掛帳等を含む)について、次の要件を満たして作成・保存している。
	<p>(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(規則第2条第2項第1号関係)</p> <p>次の区分に応じて、①～④の書類を備え付ける。※電子計算機処理を他の者に委託する場合は③を除く。</p> <input type="checkbox"/> 自己が開発したプログラムを使用する場合(委託開発したプログラムを含む)…①、②、③、④ <input type="checkbox"/> 上記以外のプログラム(市販のプログラム)を使用する場合……………③、④
	<p>① システムの概要を記載した書類 ② システムの開発に際して作成した書類 ③ システムの操作説明書 ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(電子計算機処理を他の者に委託する場合にはその委託に係る契約書等)並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p>
	<p>(2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(規則第2条第2項第2号関係)</p> <input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができる。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。
]
	<p>(3) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置(規則第5条第5項第1号イ(1)関係)</p> <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳(当初データの特定に必要な情報を付加)を入力することにより行う。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。
]

申請書の提出時期は「承認を受けようとする国税関係帳簿等の備付けを開始する日の3月前の日まで」

法第8条第4項の規定の適用を受けたいので、規則第5条第1項の規定により届け出ます。

1 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日

適用を受ける税目について、
レ点を付してください。

適用を受けようとする税目に
係る全ての帳簿について記載
してください。

根拠 法	名称 等	備付け及び保存に 代える日	帳簿 の種類	名称 等
<input type="checkbox"/> 所得税法	総勘定元帳	令和4年4月1日	<input type="checkbox"/> 所得税法	固定資産台帳
<input checked="" type="checkbox"/> 法人税法			<input checked="" type="checkbox"/> 法人税法	
<input checked="" type="checkbox"/> 消費税法			<input type="checkbox"/> 消費税法	
<input type="checkbox"/> 所得税法	仕訳帳	年月日	<input type="checkbox"/> 所得税法	
<input checked="" type="checkbox"/> 法人税法			<input checked="" type="checkbox"/> 法人税法	
<input type="checkbox"/> 所得税法	売掛金元帳	年月日	<input type="checkbox"/> 所得税法	
<input checked="" type="checkbox"/> 法人税法			<input checked="" type="checkbox"/> 法人税法	
<input type="checkbox"/> 所得税法	買掛金元帳	年月日	<input type="checkbox"/> 所得税法	
<input checked="" type="checkbox"/> 法人税法			<input checked="" type="checkbox"/> 法人税法	

帳簿の種類が書ききれない場
合には、適宜の様式に記載し、
添付してください。

2 その他参考となるべき事項

(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログ

市販のソフトウェアのうちJ I I M Aの認証を受けているもの

(メーカー名: 商品名:)

市販のソフトウェア (メーカー名: 商品名:)

自己開発 (委託開発の場合は、委託先: (株)■■■■社 (埼玉県和光市〇—〇—〇))

(2) その他参考となる事項

(例) 〇年〇月〇日に承認を受けた次の国税関係帳簿について、〇年〇月〇日以後保存する国税関係帳簿については
その承認を取りやめ、令和3年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととしましたので、届け出ます。
・総勘定元帳、仕訳帳、売掛金元帳、買掛金元帳、… (承認済国税関係帳簿の種類)

原則、課税期間の開始の日となります。
「備付け及び保存に代える日」が一緒の
場合には、総勘定元帳の欄のみの記載で
構いません。

税理士署名

令和3年度の税制改正前の承認を受けている国税関係帳簿について、令和3年度の税制
改正後の要件で保存等を行うこととする場合に、この欄に取りやめようとする承認済
国税関係帳簿の種類等を記載していただくことで、取りやめ届出書の提出があったものと
みなされます。

※ 処理 欄	通信日付印	確認	入力年月
	年月日		年

改竄防止措置

1. タイムスタンプを押す
認定事業者(総務大臣) および サービスを提供する事業者
2. データが改ざんできないシステムを利用する
データの修正履歴が残るシステムなど
3. 改ざん防止の事務処理規定を整備する

関与先の事務処理規定は作成済ですか

令和5年猶予措置：次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができる。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

- 電子帳簿保存法は対象となる電子データの改ざん防止措置として電子データにタイムスタンプを押すか履歴が残るシステム使用を前提としている。
- いくら電子データを保存しても、この要件を満たさなければ、保存したことにはならない猶予措置に対応できない場合、注意が必要である。
- これに対抗するための唯一の、コストのかからない方法は、改ざん防止を定めた事務処理規定を作成し、社内に周知することである。
- 現在電子データを受け取ることがないからといって作成を放置した場合、今後どこかの時点で電子データを入手したとしても、規定の存在を周知しておかねば、当然保管作業は行われぬ。事業開始時までには、必ず作成しなければならない重要書類が事務処理規定である。
- 関与先にこのことを説明せず、作成もされず、放置し、法人税の費用否認、消費税の税額控除否認が発生した場合、先生方の責任問題の可能性がある。
- 新規に関与する場合にも、存在を確認すべき重要事項となる。

改竄等があったとき、重加算税10%上乘せ。最悪50%となります

電子帳簿保存法にける訂正及び削除の防止に関する事務処理規程など <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

(個人事業者の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由(正当な理由がある場合に限る。)によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(法人の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員(契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。)に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■(クラウドサービス)を利用した請求書等の授受
- 四

記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 ▲▲

社内の各部署で作成・受領しているデータを拾い出してください

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 ○○部△△課 課長 XXXX
- 二 処理責任者 ○○部△△課 係長 XXXX

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和○年○月○日から施行する。

国税関係帳簿に係る電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(概要)

令和6年1月1日以前まではこの規定も必要

国税関係帳簿に係る電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(概要)

(入力担当者)

1 仕訳データ入出力は、所定の手続を経て承認された証票書類に基づき、入力担当者が行う。

(仕訳データの入出力処理の手順)

2 入力担当者は、次の期日までに仕訳データの入力を行う。

(1) 現金、預金、手形に関するもの 取引日の翌日(営業日)

(2) 売掛金に関するもの 請求書の発行日の翌日(営業日)

(3) 仕入、外注費に関するもの 検収日の翌日(営業日)

(4) その他の勘定科目に関するもの 取引に関する書類を確認してから1週間以内

(仕訳データの入力内容の確認)

3 入力担当者は、仕訳データを入力した日に入力内容の確認を行い、入力誤りがある場合は、これを速やかに訂正する。

(管理責任者の確認)

4 入力担当者は、業務終了時に入力データに関するデータをサーバに転送する。管理責任者はこのデータの確認を速やかに行う。

(管理責任者の確認後の訂正又は削除の処理)

5 管理責任者の確認後、仕訳データに誤り等を発見した場合には、入力担当者は、管理責任者の承認を得た上でその訂正又は削除の処理を行う。

(訂正又は削除記録の保存)

6 5の場合は、管理責任者は訂正又は削除の処理を承認した旨の記録を残す。

保存データの検索機能の確保

電子帳簿、電子取引データ、スキャナ保存共通

令和3年度改正

日付 金額 取引先 に限定した

範囲検索 及び AND検索 は ダウンロードに応じる場合は不要

令和5年度改正

範囲検索 及び AND検索 は 優良な電子帳簿では必要

ファイル名を 年月日 取引先 金額 として保存

フォルダ名を 取引先や年月日として保存

データ保存時の留意事項

保存したデータを消失したら、電子帳簿保存法違反

記憶媒体は壊れる

誤って消去する

上書きしてしまう

災害やウイルスで判読不能になる

必ずバックアップを保存する

データの保存期間は長い

保管物の紛失に注意

バックアップは、パソコンから切り離して保存する

システムトラブル時にUSBなどに保管したバックアップから復元しようとする人がいるが、トラブル原因がウイルスなどの場合、接続したとたんにファイルが破壊される可能性がある。USBメモリーやSDカードの書き込み禁止機能のある媒体を利用してバックアップする。

スキャナ保存に関する改正

令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用

(1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要
国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存は不要

解像度(200dpi以上)や階調(原則としてカラー画像)などの要件自体に変更なし

(2) 入力者等情報の確認要件が不要

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する誰がスキャナ保存をしたかを管理することは事実上不可能なので廃止

(3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類(契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類)」に限定

帳簿と直接関連しないスキャナデータについて、紐づけができないとのクレームに対応した

スキャナ保存をする場合、令和5年12月31日までは、スキャナによる電子保存規定は必要です

2022年1月より施行された改正では、約2ヶ月と7営業日以内に、内容の訂正・削除履歴が残るクラウドツールなどを利用して帳簿書類をスキャン保存した場合のみ、タイムスタンプが不要となります

なお、スキャナによる電子保存規定の例示は9ページ参照

電子帳簿保存法一問一答(スキャナ保存関係)はhttps://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_02.pdf#page=26 から入手できます

中途半端なスキャナ保存は危険

問63 スキャナ保存を途中で取りやめることとした場合、その取りやめることとした日において保存している電磁的記録は、そのまま電磁的記録により保存することとしてもよいのでしょうか。

【回答】

スキャナ保存を適用していた保存義務者が途中でスキャナ保存を取りやめることとした場合、電磁的記録の基となった書類を廃棄している場合は、その取りやめることとした日において保存している電磁的記録を、当該国税関係書類の保存期間が満了するまでそのままスキャナ保存の要件に従って保存することになりますが、電磁的記録の基となった書類を保存しているときは当該書類を保存する必要があります。

(以下略)

一般にスキャナ保存は、紙媒体の保管が大変ということで、原本は破棄している。結果として、スキャナデータを保存期間まで保存し続けることになる。媒体管理にも注意。やめたら保管状況も忘れる…。最悪証憑書類不存在となる。

スキャナ保存に関する事務の手続を明らかにした書類

(書類の受領)

- 1 営業責任者は、作成または受領した以下の書類について、経理責任者に引き継ぐ。
 - (1) 取引先から請求書を受領した営業責任者は、請求書を経理責任者に引き継ぐ。
 - (2) 取引先から納品書を受領した営業責任者は、納品書を経理責任者に引き継ぐ。
 - (3) 見積書を作成した営業責任者は、その控えを経理責任者に引き継ぐ。
 - (4) 取引先から注文書を受領した営業責任者は、出荷指示書を作成し、商品を出荷した後に、注文書及び出荷指示書を経理責任者へ引き継ぐ。

(スキャンニングの準備)

- 2 作業担当者は、次の期日までにスキャンニングの準備を行う。

請求書 請求書受領後、5日以内

納品書 毎月末

見積書(控え) 1月から6月までに発行したものは7月末

7月から12月までに発行したものは翌年1月末

注文書 1月から6月までに受領したものは7月末

7月から12月までに受領したものは翌年1月末

(スキャンニング処理)

- 3 作業担当者は、~~××社製●●システム~~を活用し、スキャンニング処理を実施する。

(管理責任者の確認)

- 4 作業担当者は、正確にスキャンニングされていることを確認した後に、画像(電子化文書)及びCSV(検索項目)をサーバに転送し、管理責任者にこれを引き継ぐ。管理責任者は電子化文書と原本の確認を速やかに行う。

(タイムスタンプの付与)

- 5 管理責任者は、~~●●株式会社~~のタイムスタンプを付与し、本システムに登録する。

(電子化文書の保存)

- 6 本システムにより電子化されたデータは、国税に関する法律の規定により保存しなければならないとされている期間まで保存する。

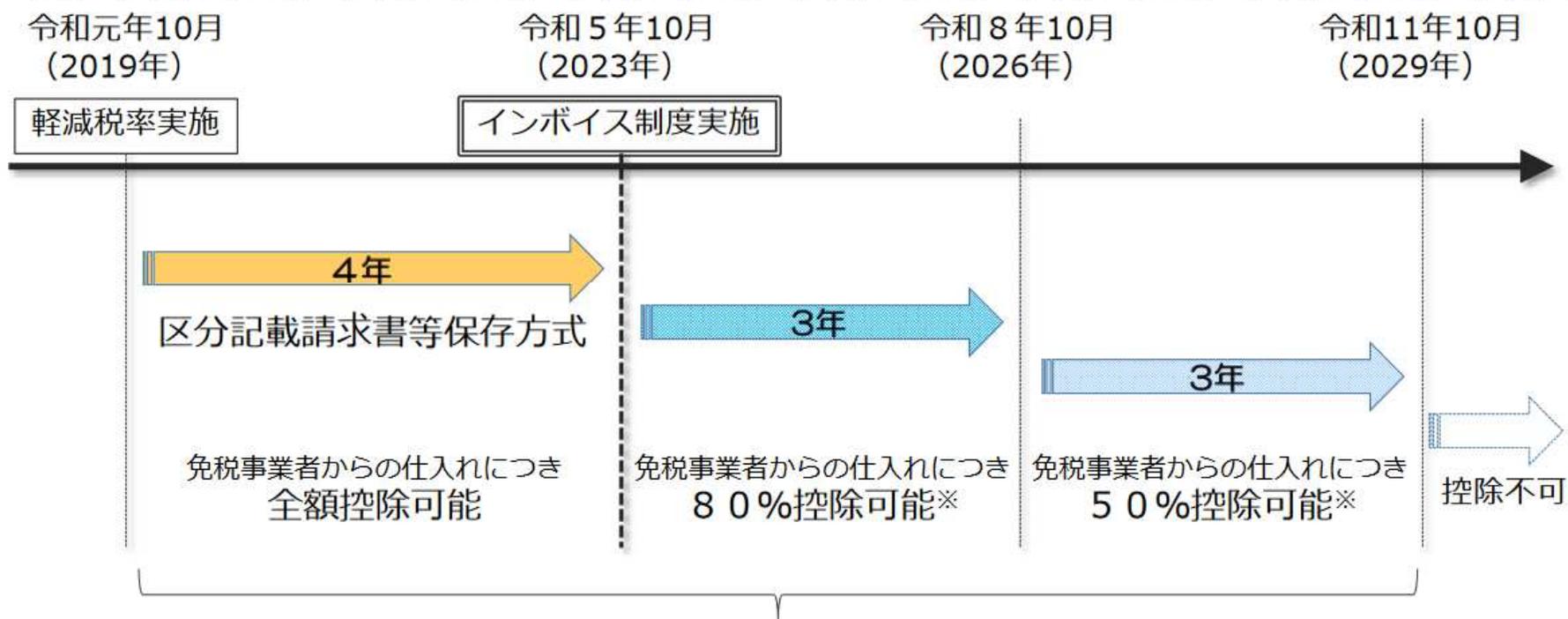
取り消し線部分は令和5年12月31日以前では必要

インボイス制度

- ・免税事業者からの課税仕入れ経過措置
- ・積上げ割戻計算と経過措置
- ・インボイス発行事業者のとりやめ
- ・2割特例
- ・2割特例のあと簡易課税事業者へ移行する
- ・少額インボイスの交付義務免除
- ・インボイス保存に対応できない事業者

インボイス制度実施に当たっての経過措置について

- インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなる。
- しかし、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられている。



インボイス制度の実施に当たり、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

(財務省資料)

インボイス発行を選択しなかった事業者からの仕入の取り扱い

期間	軽減割合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の 80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の 50%

納品書などに税率や税額の表示がされていません
軽減税率対象か否かを判断できる情報を持っているのは、購入者のみ

課税事業者と勘違いして、100%税抜き仕訳をしたとき
購入物によっては、償却超過が発生します
交際費、試験研究費、など影響が出ます

消費税申告積上げ・割戻計算への対応

金額が少額で、領収回数が多い企業は、積上計算のほうが、売上にかかる消費税額が相対的に低くなる。

売上税額	仕入税額	適用
割戻方式	割戻方式	可
割戻方式	積上方式	可
積上方式	割戻方式	不可
積上方式	積上方式	可

赤文字は特例

積上げ方式は、インボイスごとの消費税額を集計する必要がある

現行の会計ソフトはほとんどが割戻方式です

特に手書き処理の企業は、確実な処理ができるか、再確認

税理士としては、有利不利判定と説明義務がある

経過措置における消費税申告積上げ・割戻計算への対応

適格請求書等保存方式の下では、原則、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除を行うことはできない。ただし制度開始後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。

このため、記帳時に手書き処理をしている場合、指導が必要となる。また積上げ計算では、請求締日と決算日の違いに注意してください。

注意事項：償却超過に留意

仕入税額控除(積上げ計算)

本経過措置の適用を受ける場合においても「積上げ計算」により計算する必要があります。

本経過措置の適用を受ける課税仕入れの都度、その課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を乗じて算出した金額に100分の80(注)を乗じて算出します

(その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入します。)(改正令附則22①一、23①一)。

なお、本経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、課税期間の中途や期末において、当該区分した課税仕入れごとに上記の計算を行うこととしても差し支えありません。

また、税抜経理を採用している場合、課税仕入れの都度、経過措置対象分(消費税額等相当額の100分の80(注))の仮払消費税額等を算出し端数処理(その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入します。)を行っていれば、その金額の合計額に100分の78を乗じて算出した金額(切捨て)を本経過措置の適用を受けた課税仕入れに係る消費税額としても差し支えありません。

仕入税額控除(割戻計算)

本経過措置の適用を受ける場合においても「割戻し計算」により計算する必要があります。

課税期間中に行った本経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額の合計金額に110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を乗じて算出した金額に100分の80(注)を乗じて算出します(改正令附則22①二、23①二)。

課税事業者が免税事業者に戻る又は廃業する場合の留意事項

2年縛り

「課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、**事業を廃止した場合を除き**、その届出書の提出により課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、「課税事業者選択不適用届出書」を提出することができない。(2年間は免税事業者に戻れない)

事業の廃止による登録の失効

2-8法第57条の2第10項第2号《適格請求書発行事業者の登録の失効》に規定する「適格請求書発行事業者が事業を廃止した場合」には、法第57条第1項第3号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があった場合のほか、法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》、第19条第3項《課税期間の特例の選択不適用》、第37条第5項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》、第42条第9項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》又は第45条の2第2項《法人の確定申告書の提出期限の特例の取りやめ》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があった場合も含むことに留意する。

(1) 令和5年10月1日から登録する場合

免税事業者は、令和5年9月30日までに登録申請書を提出することにより、「課税事業者選択届出書」を提出せずとも**令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となることができます(平成28年改正法附則44④)**。この場合において、**適格請求書発行事業者として登録した個人事業者は、令和5年12月1日までに「登録取消届出書」を提出することにより、令和6年1月1日から免税事業者に戻ることができます(消法57の2⑩一)**。(2年縛り不適用)

なお、令和5年10月2日以後に開始する課税期間から登録した免税事業者は、登録日から2年を経過する日の属する課税期間までは課税事業者としての申告が義務付けられています(新平成28年改正法附則44⑤)。よって、個人事業者が令和6年から登録した場合には、**令和7年中も課税事業者として申告義務がある**ことにご注意ください。(2年縛り適用)

消法4、28、消基通10-1-1、10-1-18

個人事業者の自家消費とは、個人事業者が棚卸資産または棚卸資産以外の資産で事業用に使用していたものを家事のために消費または使用することをいいます。

個人事業者が自家消費を行った場合は、その資産を消費または使用した時のその資産の価額、すなわち時価に相当する金額を課税標準として消費税が課税されます。ただし、棚卸資産を自家消費した場合は、その棚卸資産の仕入価額以上の金額、かつ、通常他に販売する価額のおおむね50パーセントに相当する金額以上の金額を対価の額として確定申告したときはその取扱いが認められます。

個人事業者が廃業したとき(Q&A6603)

個人事業者が事業を廃止した場合には、次の表に記載のとおり、消費税に関する各種届出書の提出が必要となります

届出書等	内容	提出期限等
事業廃止届出書	課税事業者が事業を廃止した場合	事由が生じた場合速やかに(注)
消費税課税事業者選択不適用届出書	課税事業者を選択している事業者が事業を廃止した場合	事由が生じた場合速やかに(注)
消費税簡易課税制度選択不適用届出書	簡易課税制度を選択している事業者が事業を廃止した場合	事由が生じた場合速やかに(注)
消費税課税期間特例選択不適用届出書	課税期間の特例を選択している事業者が事業を廃止した場合	事由が生じた場合速やかに(注)
任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書	任意の中間申告制度を適用している事業者が事業を廃止した場合	事由が生じた場合速やかに(注)

(注) 事業廃止により、「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」のいずれかの届出書に事業を廃止した旨を記載して提出した場合には、他の不適用届出書等および事業廃止届出書の提出があったものと取り扱われます。また、事業廃止届出書を提出した場合には、これらの不適用届出書等の提出があったものと取り扱われます。

個人事業者が事業を廃止した場合、事業の廃止に伴い事業用資産に該当しなくなった車両等の資産は、事業を廃止した時点で家事のために消費または使用したのものとして、事業として対価を得て当該資産を譲渡したものとみなされ(みなし譲渡)、非課税取引に該当しない限り、消費税の課税対象となります。

この場合、当該事業を廃止した時の当該資産の通常売買される価額(時価)に相当する金額を、当該事業を廃止した日の属する課税期間の課税標準額に含める必要があります。

棚卸資産を家事消費した時 : 通常の販売価額の50%または仕入価額のうち高い方の価額

棚卸資産以外の資産を転用した時 : 譲渡時の時価

2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)

対象事業者

2割特例は、インボイス制度を機に**免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった事業者が対象**特に届け出を要しない。申告書に2割特例を受けると記載すればよい

経過措置の適用を受けるためには、次の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

1 帳簿

区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となる。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

(参考1) ③の「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」の記載については、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する方法のほか、例えば、本経過措置の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する方法も認められます。

2 請求書等

区分記載請求書等と同様の記載事項が必要となる(区分記載請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を含む)

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額

- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

(参考2) 適格請求書発行事業者以外の者から受領した請求書等の内容について、③かっこ書きの「資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨」及び④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」の記載がない場合に限り、受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められる

なお、提供された請求書等に係る電磁的記録を整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面に追記して保存している場合も同様に認められる

「2割特例」後に簡易課税制度を選択する場合

2割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、消費税簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます(28改正法附則51の2⑥) **翌事業年度ではない**

(例：個人事業者が3年間の経過措置期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合)



(例：個人事業者の基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間がある場合)



国税庁HPより引用

少額な返還インボイスの交付義務免除(特に振込手数料について)

国税庁: 少額な返還インボイスの交付義務免除の概要より引用

インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます(新消法57の4③、新消令70の9③二)。

例えば、売手が負担する振込手数料相当額を**売上値引きとして処理している場合**には、通常、当該振込手数料相当額は1万円未満となりますので、当該売上値引きに係る**返還インボイスの交付義務が免除されます**。

注) 売手が負担する振込手数料相当額を、課税仕入れとして処理している場合には金融機関や取引先から受領する**インボイスが必要となります**。

なお、売手が負担する振込手数料相当額について、経理処理を支払手数料としつつ、消費税法上、売上げに係る対価の返還等とすることもできますが、この場合であっても、売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従うことから、適用税率に応じた区分のほか、帳簿に売上げに係る対価の返還等に係る事項を記載する必要があります。

この点、支払手数料のコードを売上げに係る対価の返還等と分かるように別に用意するといった、通常の支払手数料と判別できるように明らかにする対応が考えられます。

インボイス保存や帳簿記帳に対応できない事業者への対応

記帳代行をしている場合も含めて

課税事業と非課税事業(土地の売却・株式投資)が混在するとき、課税事業にかかる費用と非課税事業にかかる費用、共通費用の識別が事務所で可能か？

電子データの保存はできているか

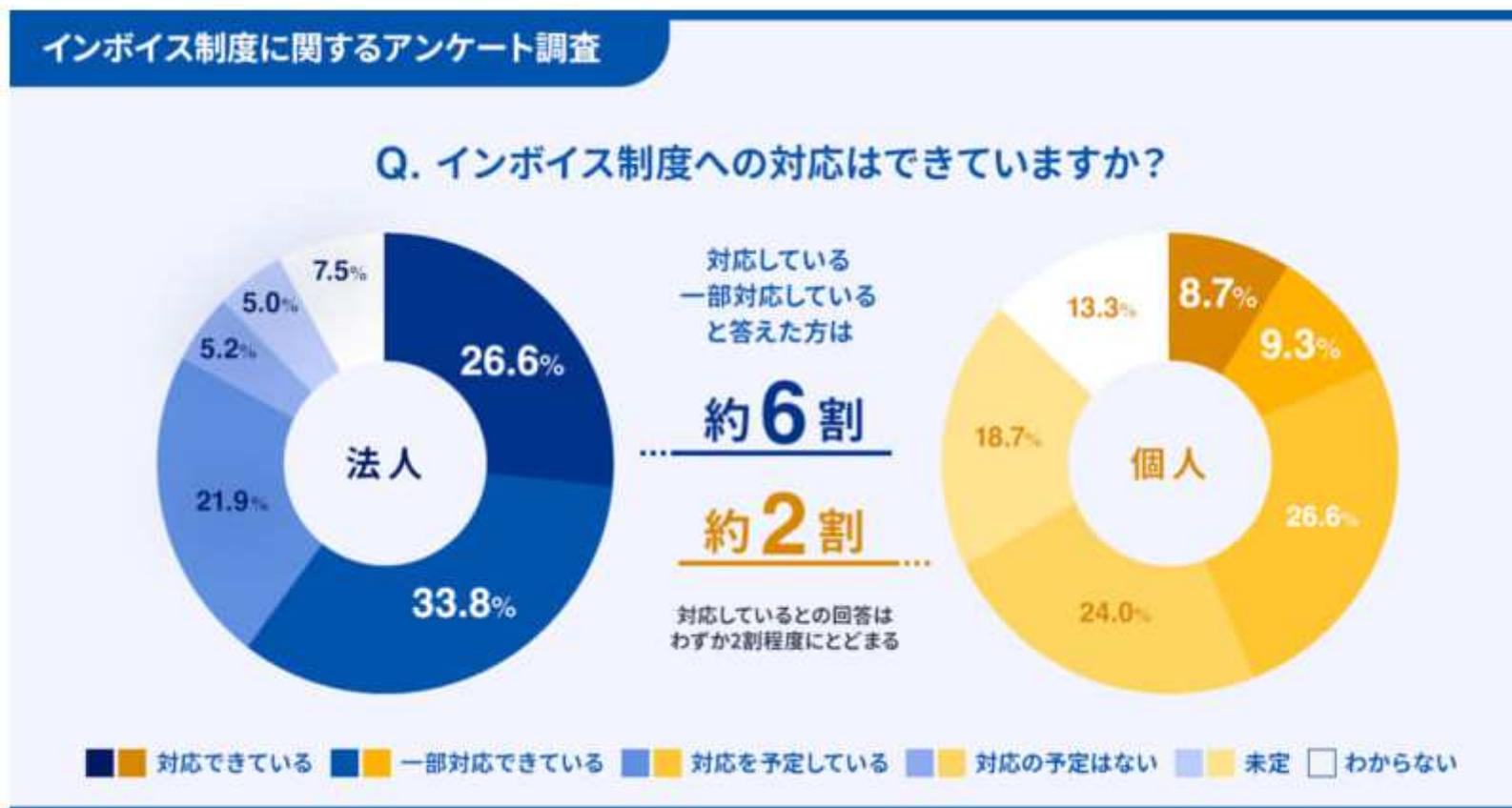
エイヤで処理し税額計算に差異が出た場合、消費税法64条の罰則規定との兼ね合いは？

仕入先がインボイス発行事業者とそうでない事業者の識別問題をどうするか

面倒だから簡易課税も正解だが、設備投資などの時期問題と、設備投資した年度の事務処理に対応可能か

参考：インボイス制度対応アンケート

各団体がアンケートを実施している。



出所：マネーフォワード：インボイス制度を知っていると答えた人の対応状況
<https://corp.moneyforward.com/news/release/service/20230216-mf-press-2/>

適格請求書にQRコードを付ける実証実験をしています

CD	納品日付	受注番号	品名	数量	単位	単価	税率	区分	金額	摘要	請求日付
124	2021/6/1		BKJ51	20	箱	550000	10	0	11000000		2021/6/25
124	2021/6/7		BKJ77	20	箱	550000	10				
124	2021/6/14		BKJ88	6000	個	5400	8				
124	2021/6/20		BKJ100	2	台	22000000	10				
125	2021/10/4	448193	R複合機	1	台	10500	5				
125	2021/6/12		BKJ51	20	箱	550000	10				
125			BKJ77	20	箱	550000	10				
125	2021/6/22		BKJ88	6000	個	5400	8				
125	2021/6/28		BKJ100	2	台	22000000	10				
125	2021/6/28		SS-123456	1000	個	10.26	10				

請 求 書

納品日 受注番号	品 名	数量	単位	単 価	税率	全 額	摘 要	
2021/10/04 448193	R複合機	1	台	10,500	5.00	10,500		
2021/06/12	BKJ51	20	箱	550,000	10.00	11,000,000		
	BKJ77	20	箱	550,000	10.00	11,000,000		
2021/06/22	BKJ98	6,000	個	5,400	8.00 *	32,400,000		
2021/06/28	BKJ100	2	台	22,000,000	10.00	44,000,000		
2021/06/28	SS-1234567890	1,000	個	10.26	10.00	11,286		
合 計						98,421,786		
						5.00	10,500	500
						*8.00	32,400,000	2,400,000
						10.00	66,011,286	6,001,026
税率別集計 (総額表示)								

エクセルで作成した売上データを利用して、QRコード付き適格請求書を作成するアプリを作成し、実証実験を始めています

エクセルからQR付請求書作成
QR請求書から仕入帳作成

SCCC協議会のHPから配布しています

<http://scccbsq.com/>

取引銀行 三菱UFJ銀行 本店営業部 当座預金 9999999
三井住友銀行 ○○支店 普通預金 9999999

このQRコードをSCCCリアルタイム協議会が無償で配布しているQR付き適格請求書読み取りソフトを利用すれば、消費税法に適合したエクセル仕入台帳を自動作成できます。帳簿への書き写しの手間を大幅に圧縮できます

QRコードをスマホで読み込むか、携帯で読み込み仕入台帳作ります

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
1	請求No	課税事業者No	仕入先名	請求日付	税込F	LC	品名	数量	単位	単価	税率	税識別	金額
2	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	1	R複合機	1	台	10500	5	0	10500
3	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	2	BKJ51	20	箱	550000	10	0	1100000
4	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	3	BKJ77	20	箱	550000	10	0	1100000
5	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	4	BKJ88	6000	個	5400	8	1	324000
6	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	5	BKJ100	2	台	22000000	10	0	4400000
7	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	6	SS-1234567890	1000	個	10.26	10	0	11260
8	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		91	課税合計(単価に課税対象額)			10500	5	0	500
9	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		92	課税合計(単価に課税対象額)			32400000	8	1	2400000
10	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		93	課税合計(単価に課税対象額)			66011286	10	0	60011286
11	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		99	課税額消費税合計			98421786			84011286

クラウドの使用料も、特殊なアプリもいらず、消費税法に対応する帳簿作成が簡単にできます。従来通りの紙の適格請求書で実現できます。



規格提案者・アプリ開発者 経歴(岸田賢次)

東海高等学校卒
慶應義塾大学大学院博士課程修了
名古屋学院大学名誉教授
名古屋税理士会 規律委員会委員ほか多数
旧名古屋税務研究所副部長
元名古屋東法人会理事
公益社団法人私立大学情報教育協会会計学教育FD/ITC活用研究委員会委員長
名古屋東間税会理事
中部イノベーションパートナーシップ協議会議長(中部経済産業局)
中小規模企業の経営基盤強化のためのEDI・基幹業務システムサービスの提供可能性調査委員長(中部経済産業局)
平成23年度次世代高信頼・省エネ型IT基盤技術開発・実証事業委員長
中部地域クラウド利活用調査委員会委員長
中小企業向けクラウド型EDIの普及に向けた自立型ビジネスモデルの構築事業委員長
中部IT経営力大賞審査委員長
一般社団法人SCCCリアルタイム経営推進協議会 理事
元NPO CCC-TIES理事
元名古屋家事調停協会理事
元愛知県家事調停連合会理事
論文「企業倒産の予測可能性ードナルドソン・アプローチからの展開ー」ほか多数
発表「E-Lectures Support System –Nagoya Gakuin University”, Loyola College in Maryland,1999.11.7 ほか多数
TIESネット授業の実施(To札幌学院大学):科目名:会計情報システム 2011.5-2011.8 ほか多数

東海財務局・中部経済産業局認定経営革新支援機関
ファイナンシャルプランナー(AFP)
ITコーディネータ
税理士
岸田賢次税理士事務所所長